

平成26年度 中国四国管内
多面的機能支払交付金の実施状況
(山口県)

平成27年9月2日・3日・4日

中国四国農政局
整備部 農地整備課

1. 実施市町村数及び交付金交付額

○ 本交付金を交付した市町村数は、169市町村で、前年度から15市町村増加し、農振農用地を有する195市町村の87%となっている。

○ 交付金額は84億円で、全国の交付金額の10%を占める。

	平成 26 年度実施市町村			平成 26 年度 多面的機能支払 交付金交付金額 (百万円)
	平成 25 年度	平成 26 年度	増減 (H25→H26)	
全 国	1,198	1,325	127	83,796
中 国	84	94	10	5,636
四 国	70	75	5	2,779
中国四国計	154	169	15	8,415
山口県	18	18	0	1,439

※交付金額は、国と地方公共団体が交付（交付割合が1：1）した額の合計。

2. 農地維持支払交付金の実施状況

(1) 平成26年度 対象組織数、取組面積

中国四国

- 対象組織数は、平成25年度※に比べ、1,185組織増加し、3,768組織の取組に拡大。
- 取組面積は、平成25年度に比べ、22千ha増加し、127千haの取組に拡大。
- 全国のカバー率46%に対して、10ポイント低い36%の取組。

※「農地・水保全管理支払交付金」として実施した取組。

	対象組織数		取組面積 (ha) B	対象農用 地面積 (千 ha) C	対象組織 平均面積 (ha) B / A	カバー率 B / C
	A	うち 広域 活動組織				
全 国	24,885	685	1,961,681	4,219.0	79	46%
H25→H26 増減	5,867	134	487,302			11ポイント
中 国	2,632	45	82,504	222.5	31	37%
H25→H26 増減	937	0	15,233			9ポイント
四 国	1,136	19	44,042	132.9	39	33%
H25→H26 増減	248	5	7,107			4ポイント
中国四国計	3,768	64	126,546	355.4	34	36%
H25→H26 増減	1,185	5	22,340			7ポイント

注：対象農用地面積は、「平成25年農用地区域内の農地面積調査」における農地面積に「農用地区域内の採草放牧地面積（農村振興局調べ）」をもとに「道府県別農用地区域内の地目別面積比率（農村振興局調べ）」（以下、「道府県別地目別面積比率調査」という）による採草放牧地面積比率により推計した面積を加えた面積。

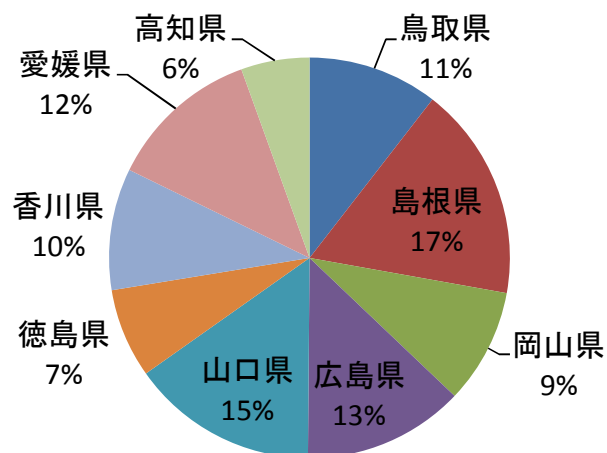
山口県

○ 対象組織数は、平成25年度※に比べ、15組織増加し、345組織の取組に拡大。

○ 取組面積は、平成25年度に比べ、716ha増加し、19,087haの取組に拡大。

	対象組織数		取組面積 (ha) B	対象農用 地面積 (千 ha) C	対象組織 平均面積 (ha) B / A	加 ^レ 率 B / C
	A	うち 広域 活動組織				
中 国	2, 632	45	82, 504	222. 5	31	37%
H25→H26 増減	937	0	15, 233			9 ポイント
山口県	345	8	19, 087	41. 4	55	46%
H25→H26 増減	15	1	716			4 ポイント

取組面積管内県別シェア



(2) 平成26年度 対象組織数、取組面積の推移

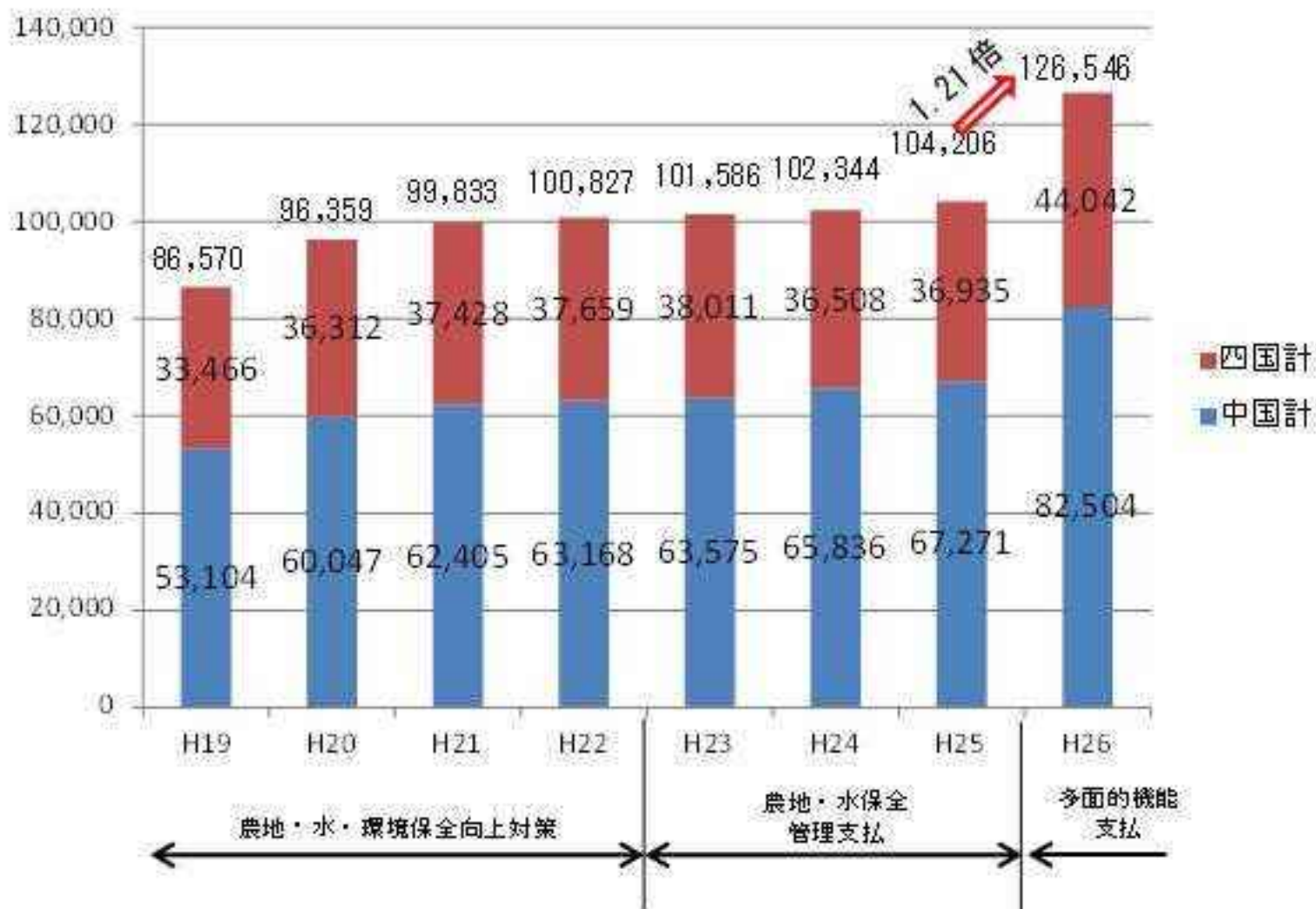
中国四国

○ 対象組織数は、平成25年度に比べ、1.46倍に取組を増加。

○ 取組面積は、平成25年度に比べ、1.21倍に取組を拡大。

		H25 実績	H26 実績	H26／H25
全国	対象組織数	19,018	24,885	1.31 倍
	取組面積	1,474,379	1,961,681	1.33 倍
中国	対象組織数	1,695	2,632	1.55 倍
	取組面積	67,271	82,504	1.23 倍
四国	対象組織数	888	1,136	1.28 倍
	取組面積	36,935	44,042	1.19 倍
中国四国計	対象組織数	2,583	3,768	1.46 倍
	取組面積	104,206	126,546	1.21 倍

取組面積の推移



3. 資源向上支払交付金(共同)の実施状況

(1) 平成26年度 対象組織数、取組面積

中国四国

○ 取組面積は、平成25年度に比べ、12千ha増加し、116千haの取組に拡大。

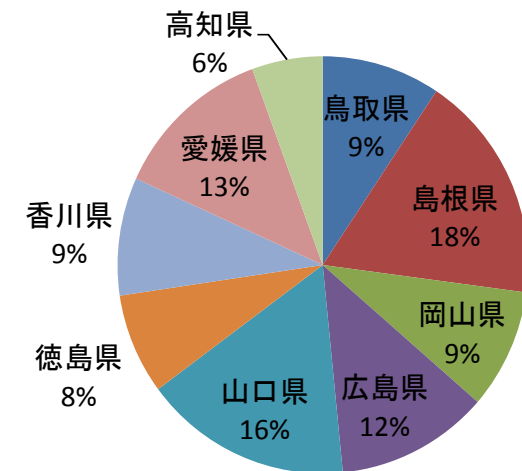
○ 全国のカバー率42%に対して、9ポイント低い33%の取組。

山口県

○ 取組面積は、平成25年度に比べ、595ha増加し、18,966haの取組に拡大。

	対象組織数		取組面積 (ha) B	対象農用 地面積 (千 ha) C	対象組織 平均面積 (ha) B / A	カバー率 B / C
	A	うち 広域 活動組織				
全 国	21,299	646	1,792,816	4,219.0	84	42%
H25→H26 増減	2,281	95	318,437			7ポイント
中 国	2,101	45	75,013	222.5	36	34%
H25→H26 増減	406	0	7,742			6ポイント
四 国	968	19	40,695	132.9	42	31%
H25→H26 増減	80	5	3,760			2ポイント
中国四国計	3,069	65	115,708	355.4	38	33%
H25→H26 増減	486	5	11,502			4ポイント
山口県	343	8	18,966	41.4	55	46%
H25→H26 増減	13	1	595			4ポイント

取組面積管内県別シェア



4. 資源向上支払交付金(長寿命化)実施状況

(1) 平成26年度 対象組織数、取組面積

中国四国

○ 取組面積は、平成25年度に比べ、12千ha増加し、74千haの取組に拡大。

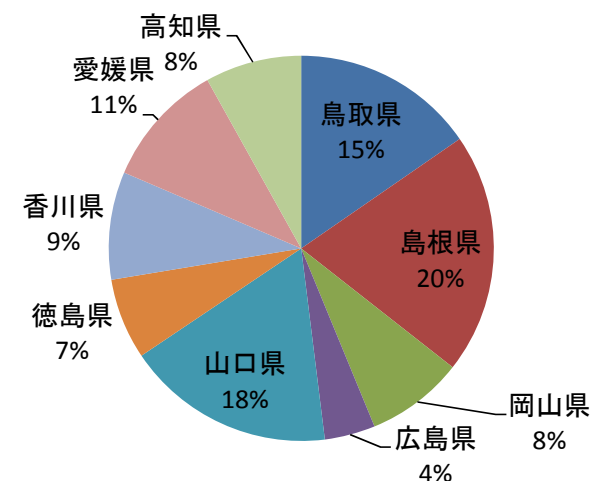
○ 全国のカバー率13%に対して、8ポイント高い21%の取組。

山口県

○ 取組面積は、平成25年度に比べ、2,189ha増加し、12,924haの取組に拡大。

	対象組織数		取組面積 (ha) B	対象農用 地面積 (千 ha) C	対象組織 平均面積 (ha) B/A	カバー率 B/C
	A	うち 広域 活動組織				
全国	10,280	401	550,446	4,219.0	54	13%
H25→H26 増減	2,033	96	146,566			4ポイント
中国	1,255	35	48,356	222.5	39	22%
H25→H26 増減	146	0	5,813			4ポイント
四国	606	17	25,390	132.9	42	19%
H25→H26 増減	95	5	5,694			4ポイント
中国四国計	1,861	52	73,746	355.4	40	21%
H25→H26 増減	241	5	11,507			4ポイント
山口県	188	81	12,924	41.4	68	31%
H25→H26 増減	12	1	2,189			7ポイント

取組面積管内県別シェア



活動記録の作成等における注意点

- 総会の議事録を作成し、総会資料と合わせて保存。
- 金銭出納簿の記載において、いつ行われた活動なのかを記載、領収書番号が整合しているか確認。
- レシートはコピーで保管。
- 共同活動を行う際の保険への加入。
- 長寿命化の活動における出来形写真の作成。
- 財産管理台帳の作成。
- 市町村や土地改良区等の施設の更新等を行った場合は、できるだけ速やかに市町村等へ譲渡。

「電気さく」の施設に関するQ&A

Q. 「電気さく」は自由に施設できますか？

A. 電気さくは、田畑や牧場などで、野獣の侵入や家畜の脱出を防止する場合に限り施設できます。施設に際しては、前ページの『「電気さく」施設上の注意』を守する必要があります。

Q. 危険表示はどのように行う必要がありますか？

A. 電気さくを施設する場合には、電源の種類や電圧の大きさにかかわらず、必ず周囲の人が容易に視認できる位置や間隔、見やすい文字で表示を行う必要があります。

Q. どのような場合に漏電遮断器を設置する必要がありますか？

A. 人が通る公道などと、さく、へい等で分離されていない場所（人が容易に立ち入れる場所）に電気さくを施設し、30ボルト以上の電源（家庭のコンセント等）から電気を供給する場合です。バッテリーなど30ボルト未満の電源を使用する場合や、登山道などから離れた山林や人が容易に触れるおそれがない高さの場所（フェンスの上に電線を施設する場合など）に電気さくを施設する場合は必要ありません。

Q. 必要な漏電遮断器はどのようなものですか？

A. 15ミリアンペア以上の漏電が0.1秒間以上起こったときに、電気を遮断するものです。

漏電遮断器には、

①家庭用のコンセントに接続するもの

②家庭用の分電盤（ブレーカー）に施設するもの

の2通りがあります。なおこのうち、②の工事は、資格を持った電気工事士が行う必要があります。また漏電遮断器については、電気さくメーカーなどにお問い合わせください。

Q. 電気さく施設に関する相談・問い合わせ先はどこですか？

A. 電気さくメーカーまたはお近くの地方自治体にお問い合わせください。

.....このパンフレットに関するお問い合わせ先.....

経済産業省 原子力安全・保安院 電力安全課

〒100-8986 東京都千代田区霞が関1丁目3番1号

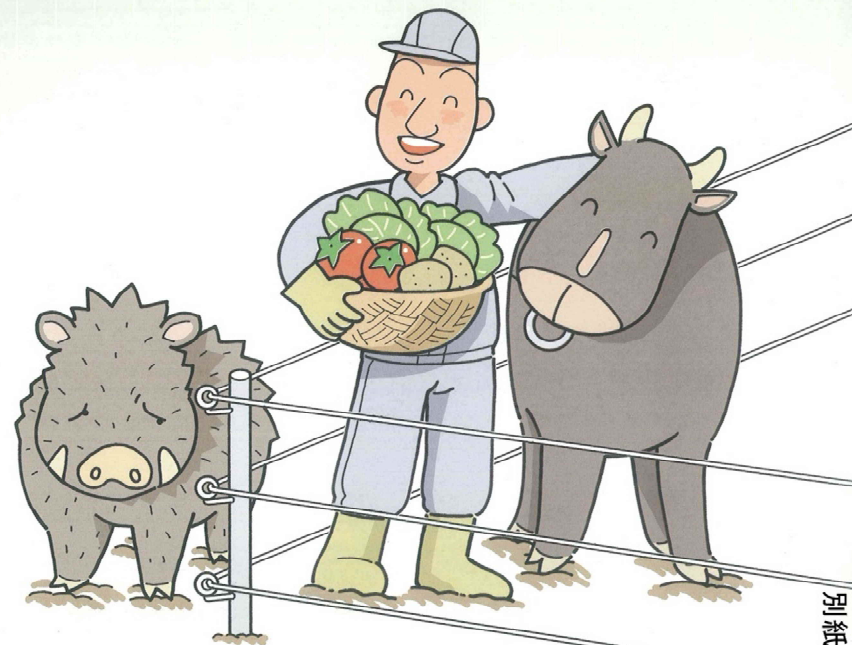
TEL: 03-3501-1742 FAX: 03-3580-8486

R100

この設備物は全滅割合率100%
安全性能を確保しています。

2006.03

鳥獣害対策用の 電気さくについて

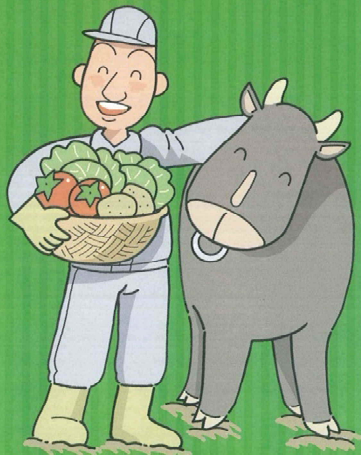


別紙 3

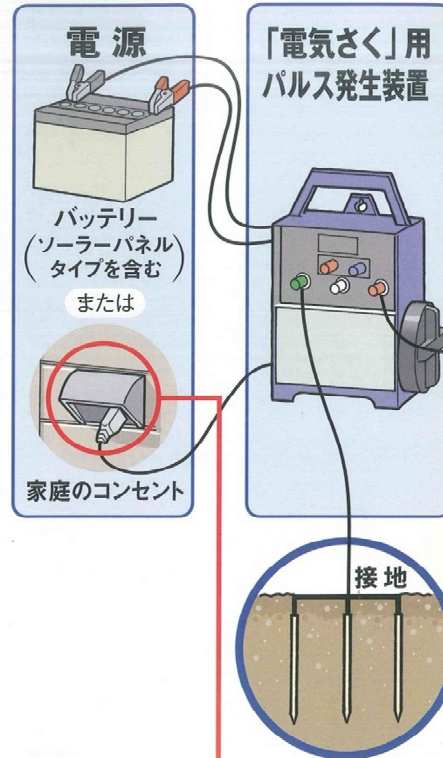
9

「電気さく」とは？

- 田畑や牧場などで、高圧の電流による電気刺激によって、野獣の侵入や家畜の脱出を防止する「さく」のことです。
- 「電気さく」は、人に対する危険防止のために、電気事業法によって施設方法が定められています。



「電気さく」施設上の注意



！ 漏電遮断器の設置

「電気さく」を公道沿いなどの人が容易に立ち入る場所に設置する場合で、30ボルト以上の電源（家庭のコンセントなど）から電気を供給するときは、危険防止のために漏電遮断器を設置する必要があります。

！ 電波発生による障害の防止

「電気さく」から発生する電波が、テレビやラジオなどの無線設備に継続的かつ重大な障害を生じさせないように施設する必要があります。



！ 危険表示

人が見やすいように、適当な位置や間隔で危険表示をする必要があります。